

令和 7 年 度

市 有 地 の 随 時 先 着 売 払 い

実 施 要 領

- ・ 受付期間 令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 10 月 31 日（金）
- ・ 受付場所 枚方市 総務部 財産活用課
枚方市大垣内町 2 - 1 - 20 枚方市役所本館 3 階
- ・ 受 付 日 平日（月曜日から金曜日）土曜日・祝日・休日を除く
- ・ 受付時間 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

※上記受付場所に、必要な書類を直接持参して申込みを行ってください。

枚方市 総務部 財産活用課

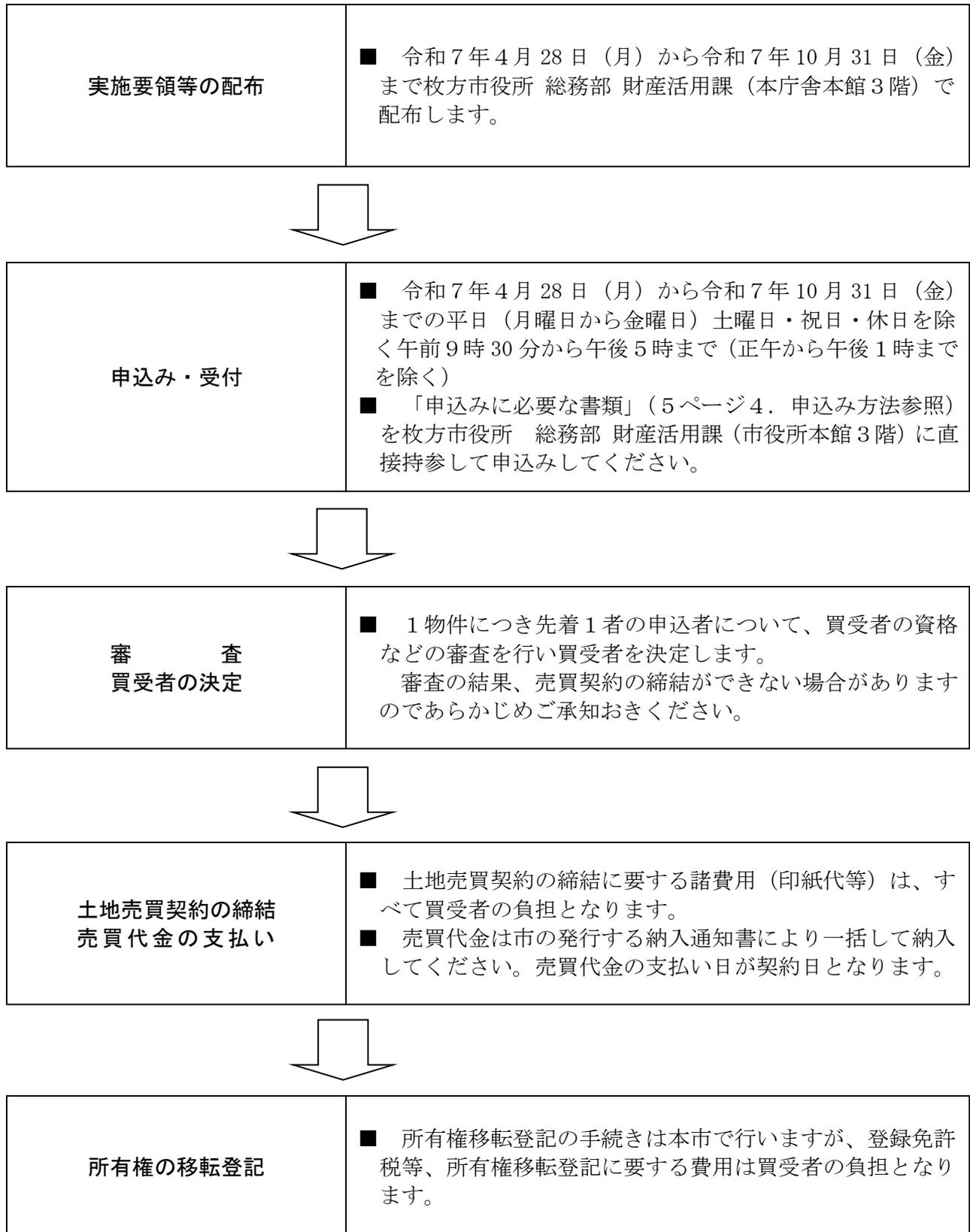
目 次

随時先着売払い物件一覧	-----	1
市有地の随時先着売払いの流れ	-----	2
随時先着売払いの案内	-----	3
1. 実施要領等の配布	-----	3
2. 土地購入申込者及び買受者の資格	-----	3
3. 現地確認	-----	4
4. 申込み方法	-----	5
5. 審査及び買受者の決定	-----	5
6. 土地売買契約の締結・売買代金の支払い	-----	6
7. 土地売買契約を締結しない場合	-----	6
8. その他の注意事項	-----	7
土地売買契約書（案）	-----	9
物件調書	-----	13
市有地買受け申込書（様式1）	-----	46
誓約書（様式2）	-----	47
委任状（様式3）	-----	48

随時先着売払い物件一覧

物件 番号	物件所在地 (枚方市)	登記地目 (現況地目) 登記地積 (実測面積)	売払い価格 (合計面積)
1	長尾東町2丁目 4522 番 7	宅地 (宅地) 100.87 m ² (100.87 m ²)	5,200,000 円 (100.87 m ²)
2	①長尾東町2丁目 2721 番 5	宅地 (宅地) 52.91 m ² (52.91 m ²)	3,660,000 円 (67.86 m ²)
	②長尾東町2丁目 2721 番 6	宅地 (宅地) 14.46 m ² (14.46 m ²)	
	③長尾東町2丁目 2721 番 7	雑種地 (宅地) 0.46 m ² (0.46 m ²)	
	④長尾東町2丁目 2721 番 8	宅地 (宅地) 0.03 m ² (0.03 m ²)	
3	長尾東町2丁目 2722 番 11	宅地 (宅地) 64.73 m ² (64.73 m ²)	4,040,000 円 (64.73 m ²)
4	①長尾東町2丁目 4521 番 8	宅地 (宅地) 38.74 m ² (38.74 m ²)	10,500,000 円 (266.11 m ²)
	②長尾東町2丁目 4521 番 9	宅地 (宅地) 94.62 m ² (94.62 m ²)	
	③長尾東町2丁目 4521 番 10	宅地 (宅地) 125.23 m ² (125.23 m ²)	
	④長尾東町2丁目 4521 番 11	宅地 (宅地) 4.87 m ² (4.87 m ²)	
	⑤長尾東町2丁目 4521 番 43	宅地 (宅地) 2.54 m ² (2.54 m ²)	
	⑥長尾東町2丁目 4521 番 44	宅地 (宅地) 0.11 m ² (0.11 m ²)	
5	長尾東町2丁目 4521 番 21	宅地 (宅地) 36.35 m ² (36.35 m ²)	1,310,000 円 (36.35 m ²)

市有地の随時先着売払いの流れ



随時先着売払いの案内

枚方市では、過去の一般競争入札で応札者がなかった別紙、随時先着売払い物件一覧の市有地について、随時先着売払いを実施します。

当該市有地の購入をご希望の方は、この実施要領を熟読のうえ手続きを行ってください。

1. 実施要領等の配布

(1) 配布期間及び配布場所

令和7年4月28日(月)～令和7年10月31日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

枚方市役所 総務部 財産活用課【本館3階】

午前9時00分から午後5時30分まで(正午から午後12時45分までを除く)

(2) 配布するもの

① 令和7年度市有地の随時先着売払い実施要領

② 市有地買受け申込書

③ 誓約書

※上記の資料は市のホームページ(総務部 財産活用課)からもダウンロードができます。

2. 土地購入申込者及び買受者の資格

(1) 個人及び法人とします。

(2) 2人以上の共有名義で申込することもできます。

(注意)

・所有権を登記する際に共有とする場合は、必ず共有名義で申込んでください。

・共有名義で申込む場合は、申込者欄に記載された方が代表して売買契約手続き、売買代金支払いなどを行っていただくことになります。

(3) 次のいずれかに該当する方は、申込することができません。また、申込受付済みであっても売買契約を締結しません。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ④ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑦ 申込み時において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ⑨ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成 25 年枚方市要綱第 66 号）に基づく入札等除外措置を受けている者、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - ⑩ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
 - ⑪ 法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに枚方市の市税を完納していない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3. 現地確認

- (1) 現地案内は行いませんので、土地購入を希望される方は必ず各自で現地の確認・事前調査

を行ってください。

- (2) 現地を確認する際は、周辺住民の方々の迷惑にならないようご配慮をお願いします。
特に迷惑駐車を行わないようお願いします。

4. 申込み方法

- (1) 土地購入を申込み方は、下記の申込に必要な書類を提出してください。

- ① 市有地買受け申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 委任状（様式3）（買受者が代理人を選任される場合）
- ④ 印鑑（登録）証明書
- ⑤ 市税、国税納税証明書（市税については滞納無証明書、枚方市分に限ります。国税については納税証明書（法人の場合は「税務署様式その3の3」、個人の場合は「税務署様式その3の2」）
- ⑥ 法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人の場合は、市町村が発行する「身分証明書」及び東京法務局が発行する「登録されていないことの証明書」
- ⑦ その他、本市が必要とする書類（必要な場合のみ。なお、物件番号4・5については、契約と同時に擁壁を受領する旨の確認書を提出していただきます。）

※上記④から⑥については、いずれも発行日より3ヵ月以内のもの

【提出先】枚方市役所 総務部 財産活用課（市役所本館3階）に必要な書類を直接持参して申込みを行ってください。（郵送不可）

5. 審査及び買受者の決定

- (1) 買受者は、次の方法により決定します。

- ① 1物件につき先着1者の申込者について、買受者の資格など提出書類に基づき審査を行い買受者を決定します。なお、審査の結果、売買契約の締結ができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ② 同日で1物件に複数の申込者があった場合は、くじ引きにより買受者を決定します。くじ引きは本市の指定する日時において行いますので、申込者又はその代理人はくじ引きに参加してください。くじ引きに参加されない場合は枚方市の指定した者が当該申込者に代わってくじを引き、買受予定者を決定します。

6. 土地売買契約の締結・売買代金の支払い

(1) 枚方市と買受者との土地売買契約は、売買代金の支払日に締結するものとします。

※1 土地売買契約は、必ず「買受者」名義で締結すること。

※2 共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結すること。

※3 9ページから12ページまでの「土地売買契約書(案)」を使用します。

(2) 買受者は、土地売買契約の締結と同時に売買代金の全額を支払わなければなりません。

※1 市が発行する納入通知書によりお支払いください。

※2 売買代金の準備について、金融機関等とのご相談が必要な場合は、お早めに行ってください。

※3 売買契約を締結するときには、実印、印鑑証明書、住民票の写し(個人の場合)、代表者事項証明書(法人の場合)等が必要です(印鑑証明書等、契約締結に必要な書類については、発行日より3か月以内のものがが必要です。申込時に既にご提出いただいたものでも、改めて提出をお願いする場合があります。)

(3) 契約及び所有権の移転登記に要する費用(収入印紙、登録免許税等)及び売買代金完納後の公租公課等は、買受者の負担とします。

(4) 買受者は、当該物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(5) 買受者の決定に関して、枚方市ホームページに、その内容(物件所在地、買受者(法人等の名称。個人の場合は「個人」と表記)、買受金額など)を掲載します。また、買受者(個人)の氏名や住所等を含め、枚方市議会に情報提供する場合がありますので、あらかじめこのことを了承したうえで申込んでください。

7. 土地売買契約を締結しない場合

買受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該買受者と土地売買契約を締結しません。

(1) 買受者に必要な資格がない場合

(2) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する本市の要綱に掲げる措置事由に該当したとき

(3) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、同要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき

(4) 営業停止の処分を受け、又は業務を行うに必要とする許可等が取り消されるとき

(5) 申込みにおいて提出のあった書類の内容に虚偽が認められたとき

(6) 指定の日時までには本市が必要とする書類が提出されないとき

(7) その他、令和7年度市有地の随時先着売払い実施要領に違反した場合

8. その他の注意事項

- (1) 所有権の移転時期は、買受者が売買代金を完納したときに移転があったものとし、物件を引渡したものとします。
- (2) 物件の引渡しは、現状有姿（あるがままのかたち）で行います。この令和7年度市有地の随時先着売払い実施要領（以下「本要領」という。）を熟読のうえ、各自で必ず調査してください（物件調書の内容と現状が相違する場合には、現状を優先します。）。また、買受けを希望される方は、本要領に記載された内容を承知したうえで申し込んでください。
- (3) 所有権移転登記の手続きは本市で行いますが、諸費用（登録免許税等）は買受者の負担となります。
- (4) 売買物件を利用するに当たっては、関係法令等を遵守し、公序良俗に反することのないようにしてください。
- (5) 売買物件の土地利用に関する隣接土地所有者その他の第三者との調整等については、すべて買受者において行っていただきます。
- (6) 越境物等に関する隣接土地所有者との協議については、すべて買受者において行っていただきます。
- (7) 土地売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、枚方市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とします。
- (8) 買受者は、土地売買契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（地中障害物、地中埋蔵物、埋蔵文化物、土壌汚染等を含むがこれに限られない。）であっても、売買物件の追完（修補）請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除その他一切の請求をすることができません。
ただし、買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」に該当する場合は、次に掲げる売買物件の追完（修補）請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができます。この場合において、枚方市又は買受者は相手方に対し協議を申し出ることができ、相手方は協議に応じるものとします。
 - ① 売買物件の追完（修補）請求は、契約不適合の補修に要する費用が売買代金を超過しないときに限りすることができます。この場合において、枚方市は、買受者に不相当な負担を課すものでないときは、買受者が請求した方法と異なる方法による補修をすることができます。

② 損害賠償請求は、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして枚方市の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、売買代金を限度としてすることができます。

③ 契約の解除は、契約不適合により落札者が売買契約を締結した目的を達することができないときに限りすることができます。

④ 契約不適合による売買代金の減額請求は、買受者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がない場合、不適合の程度に応じてすることができます。

①～④の請求又は解除は、数量不足の場合を除き、引渡しの日から2年以内に買受者が枚方市に対し契約不適合を通知した場合に限りすることができます。

買受者が売買契約締結時に契約不適合を知っていたとき又は契約不適合が買受者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、「消費者」に該当する場合でも、売買物件の追完（修補）請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができません。

※ 消費者契約法（平成12年法律第61号）

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

(9) 物件調書の記載内容については、契約不適合に該当しません。

(10) 買受者が、土地売買契約に定める義務を履行しないために枚方市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

以 上

収 入
印 紙

土地売買契約書(案)

売出人 枚方市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）は、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買）

第2条 甲は、末尾記載の売買物件（以下「本物件」という。）を乙に売却することを約し、乙は売買代金を支払ってこれを買受けることを約する。

2 乙は、本物件上には、工作物（構造物を含む。以下同じ。）等が存置していることを承知して、本物件を買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 前条の売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払方法）

第4条 乙は、第3条の売買代金を甲が指定する期日までに、甲の発行する所定の納入通知書により、その指定する場所において甲に支払わなければならない。

（遅延損害金）

第5条 乙は、前条の売買代金の支払いをその期日までに行わなかったときは、その納付期日の翌日から完納の日までの日数に応じ、第3条の売買代金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 本物件の所有権は、売買代金が完納された時に、甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記）

第7条 甲は、前条により本物件の所有権が移転した後、乙に対する所有権移転登記の嘱託登記手続を行うものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

2 乙は、書類の作成に要する費用、登録免許税その他前項の所有権移転登記に係る一切の費用を負担する。

（本物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条により本物件の所有権が移転した日、直ちに本物件を現状有姿（当該土地に存する工作物等を含む。）で乙に引き渡すものとする。

(危険負担等)

第9条 本契約の締結の時から土地の引渡し完了するまでの間に、甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(物件調書記載内容の了承)

第10条 乙は、売買物件が物件調書（「令和7年度市有地の随時先着売払い実施要領」13頁から45頁まで）に記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（地中障害物、地中埋蔵物、埋蔵文化物、土壌汚染等を含むがこれに限られない。以下「契約不適合」という。）であっても、甲に対し売買物件の追完（修補）請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、本契約の解除その他一切の請求をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者に該当する場合、乙は、次に掲げる売買物件の追完（修補）請求、損害賠償請求又は本契約の解除をすることができる。この場合において、甲又は乙は相手方に対し協議を申し出ることができ、相手方は協議に応じるものとする。

(1) 売買物件の追完（修補）請求は、契約不適合の補修に要する費用が売買代金を超過しないときに限りすることができる。この場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による補修をすることができる。

(2) 損害賠償請求は、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことのできない事由によるものであるときを除き、売買代金を限度としてすることができる。

(3) 本契約の解除は、契約不適合により乙が本契約を締結した目的を達することができないときに限りすることができる。

(4) 契約不適合による売買代金の減額請求は、乙が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がない場合、不適合の程度に応じてすることができる。

3 前項の請求又は解除は、数量不足の場合を除き、引渡しの日から2年以内に乙が甲に対し契約不適合を通知した場合に限りすることができる。

4 乙が本契約締結時に契約不適合を知っていたとき又は契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定は適用しない。

5 前条の物件調書記載内容については、契約不適合に該当しない。

(行為の制限)

第12条 乙は第8条に規定する本物件の引き渡しの日から次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業のために使用すること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。

(3) 前2号のいずれかに該当する用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は本物件を貸し付けること。

(公租公課)

第13条 所有権移転後における本物件に係る公租公課は、乙が負担するものとする。

(損害賠償)

第14条 本物件の引渡し後、本物件に関して、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責任を負う。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約及び物件調書に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の費用)

第16条 第7条第2項に規定する費用のほか、この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(特約条項)

第19条 乙は、本物件の所有権が移転した後、土地の造成、建物の建築等(以下「造成工事等」という。)をしようとするときは、関係諸官公庁等と必要な事前協議を行うものとする。この場

合において、計画の延期又は中止をしなければならないこととなっても、甲に対し一切の異議の申立てはできないものとする。

2 乙は、造成工事等には、関係法令等を遵守し、開発計画、工事内容等について関係住民に十分説明し、理解を得られるように努めなければならない。

なお、乙は、開発行為等により紛争が生じないよう努めるとともに、紛争が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

3 乙は、本物件の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、この契約の各条項の規定を第三者に継承して、これを遵守させなければならない。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記(署)名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲) 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆 印

買受人(乙)

印

売買物件の表示 (土地)

所在地	地番	地目	実測面積

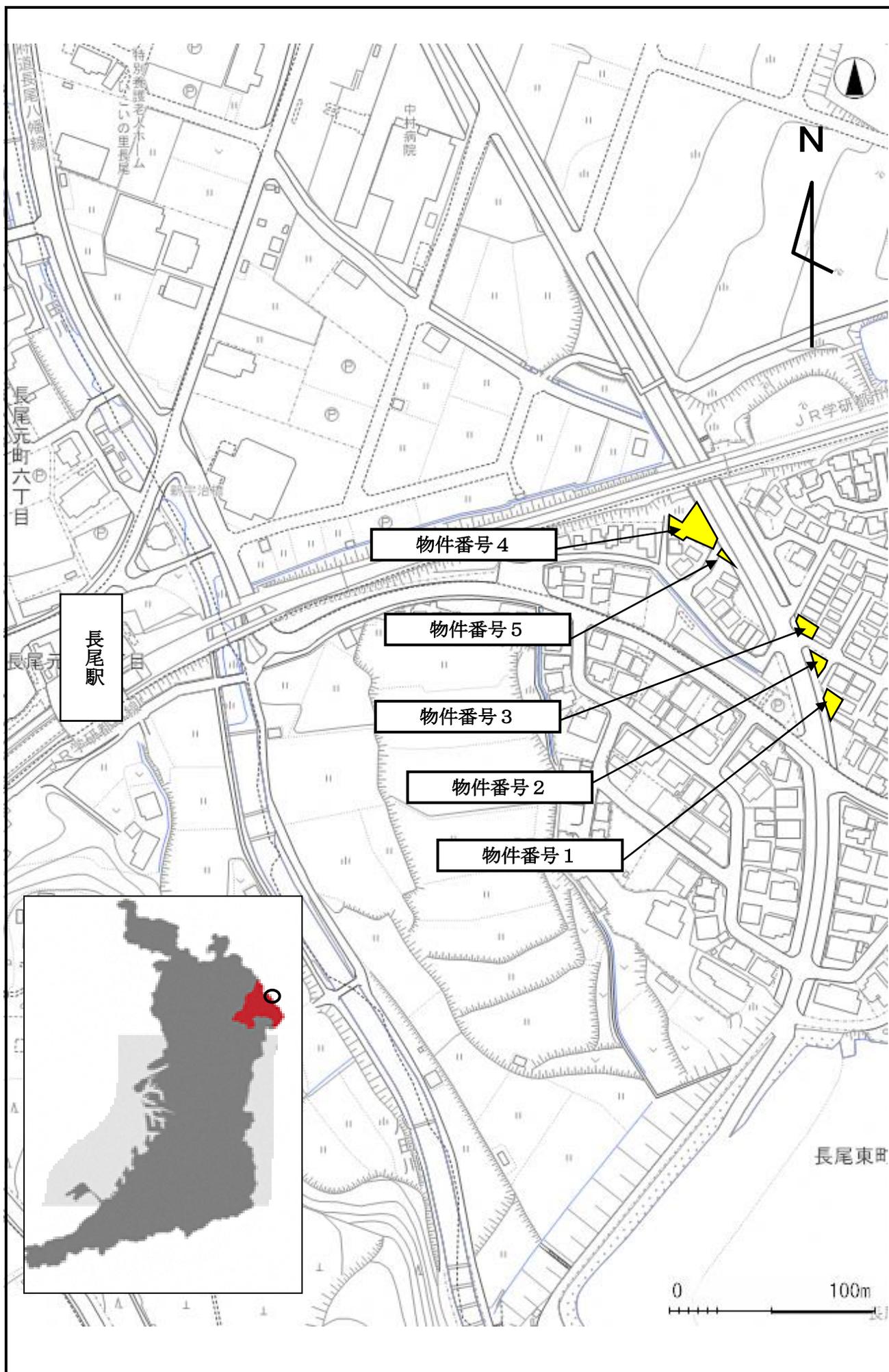
物 件 調 書

- ※ この物件調書は、土地購入希望者が現地を確認する上での参考資料です。
(お申し込みの際は、ご自身で「法令等に基づく制限」「供給処理施設の状況」など、物件に関する調査、確認を十分に行った上で申込んでください。)

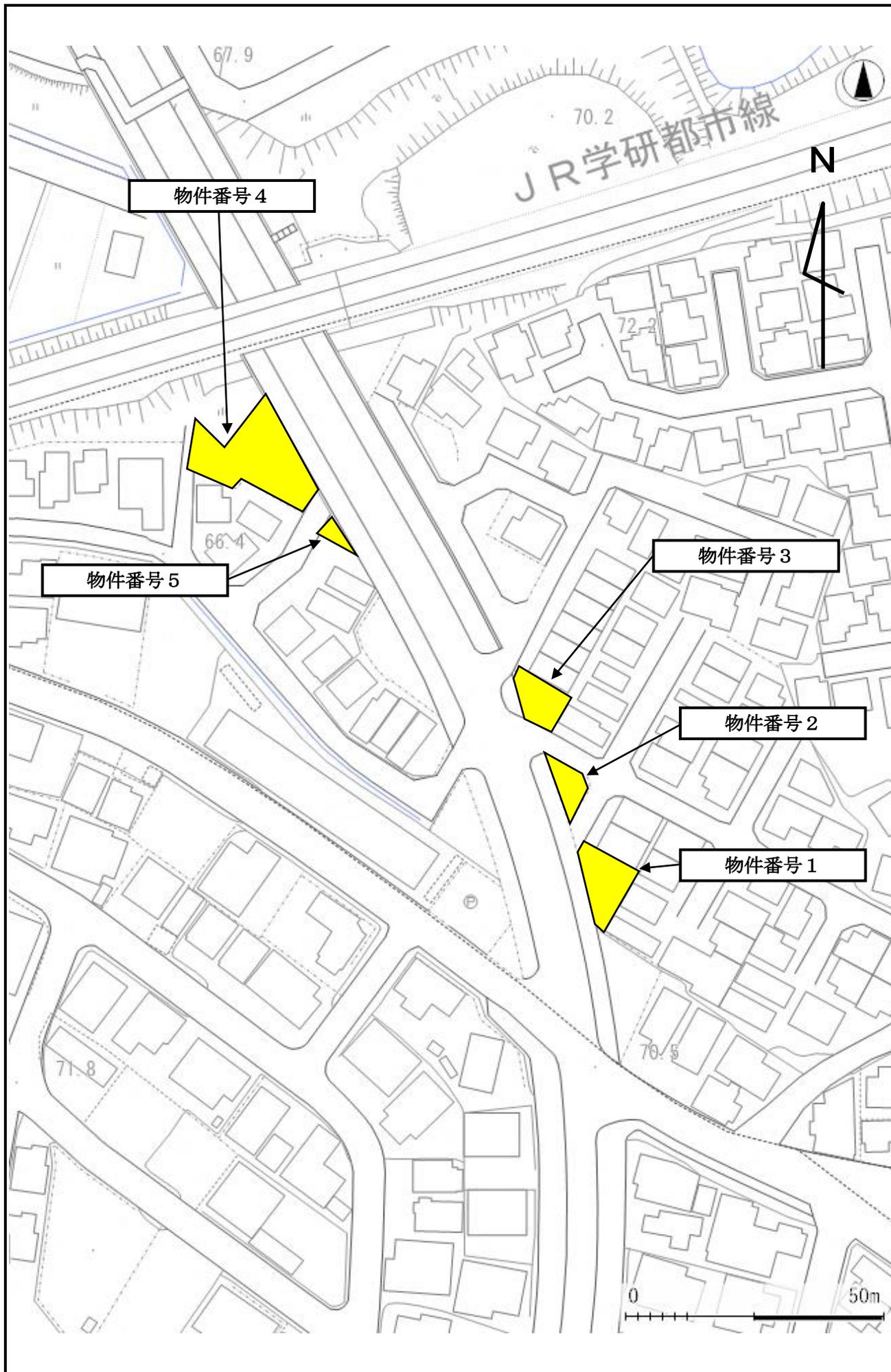
- ※ お申込みの前に、必ず現地で物件の形状や立地環境等をご確認ください。
(現地には、電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。)

- ※ 最寄駅からの距離は、駅から物件までの概ねの直線距離を表示しています。

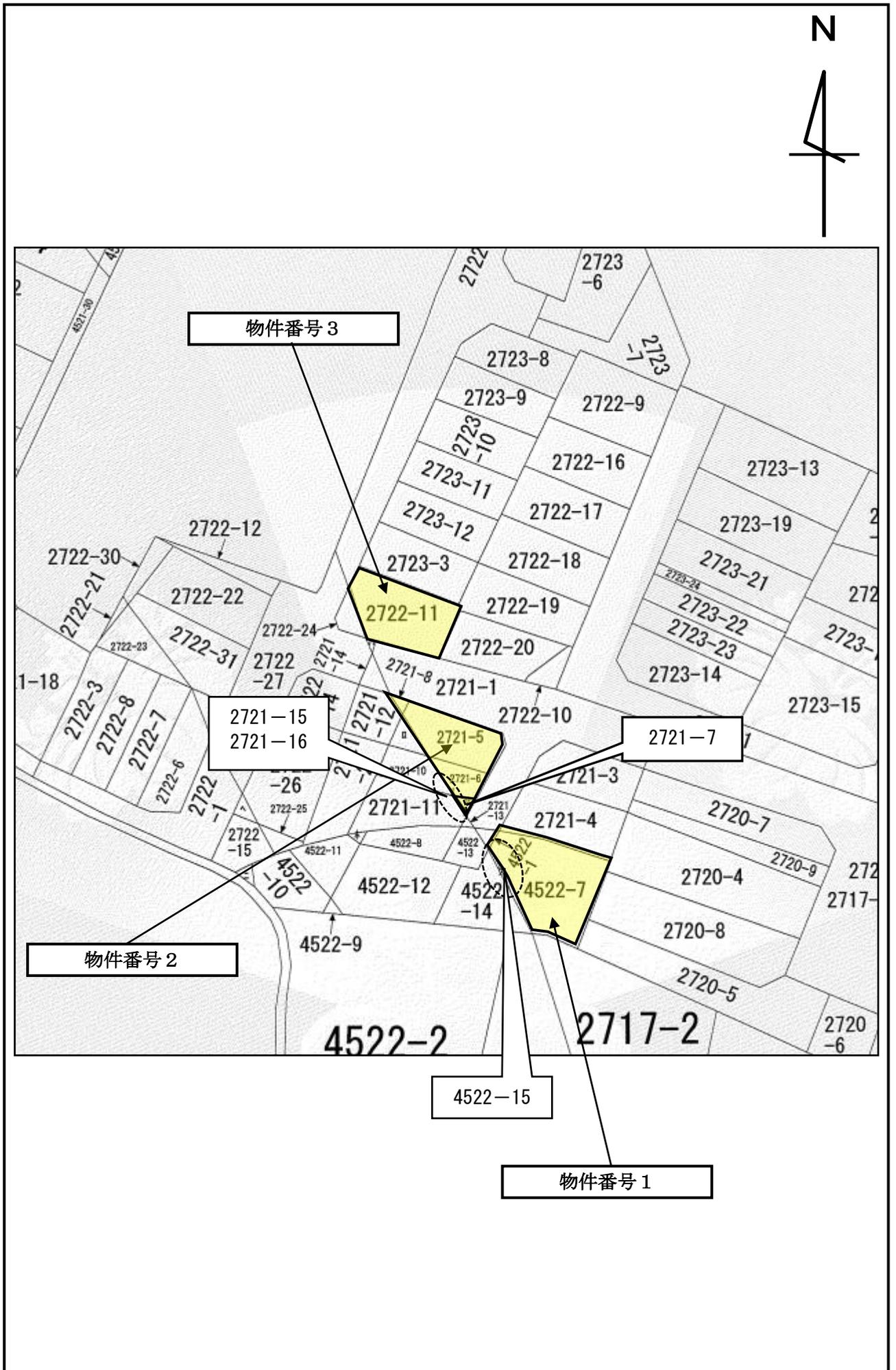
位置図(物件番号1~5)



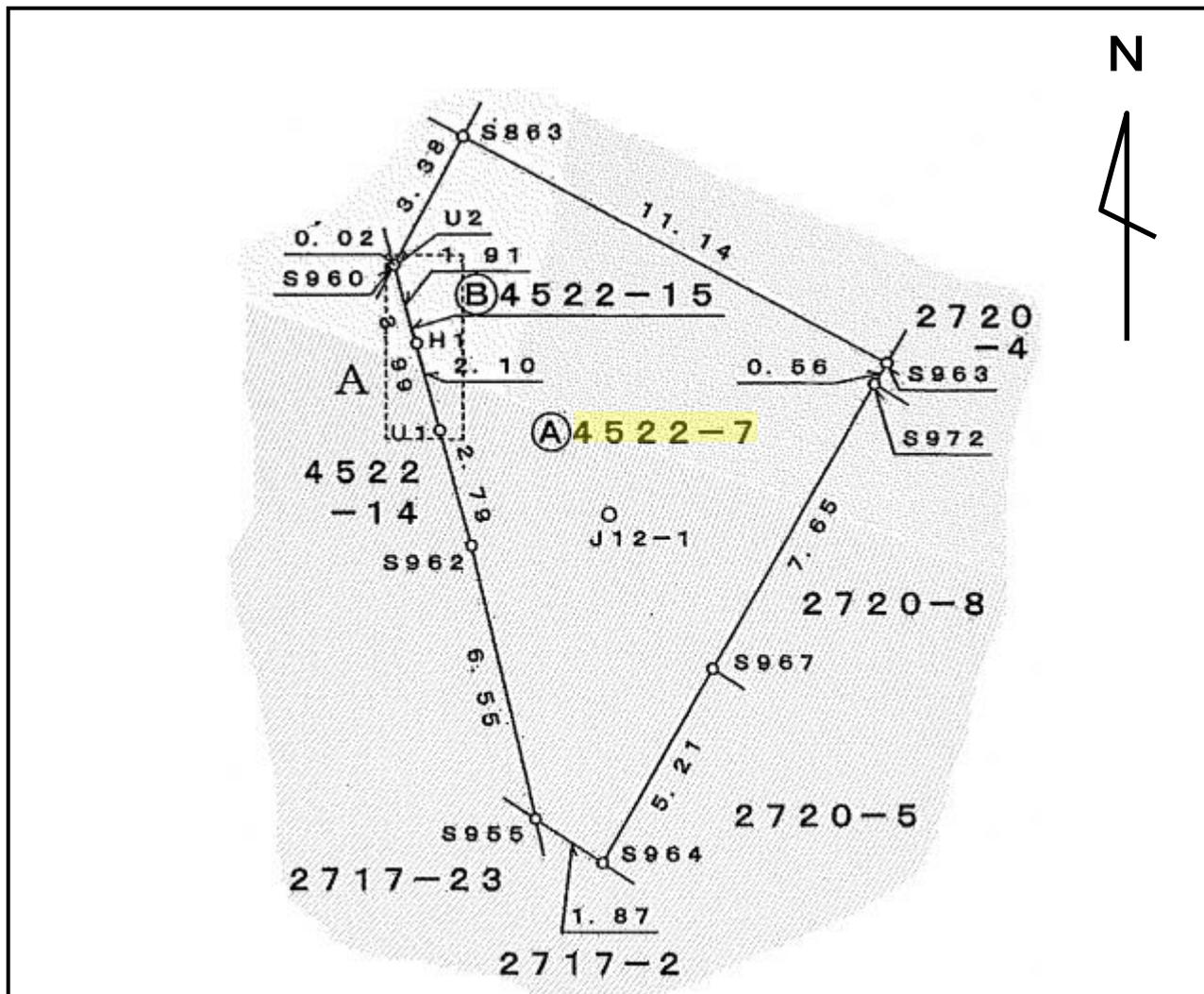
位置図(物件番号1~5)拡大



地籍図(物件番号1・2・3)



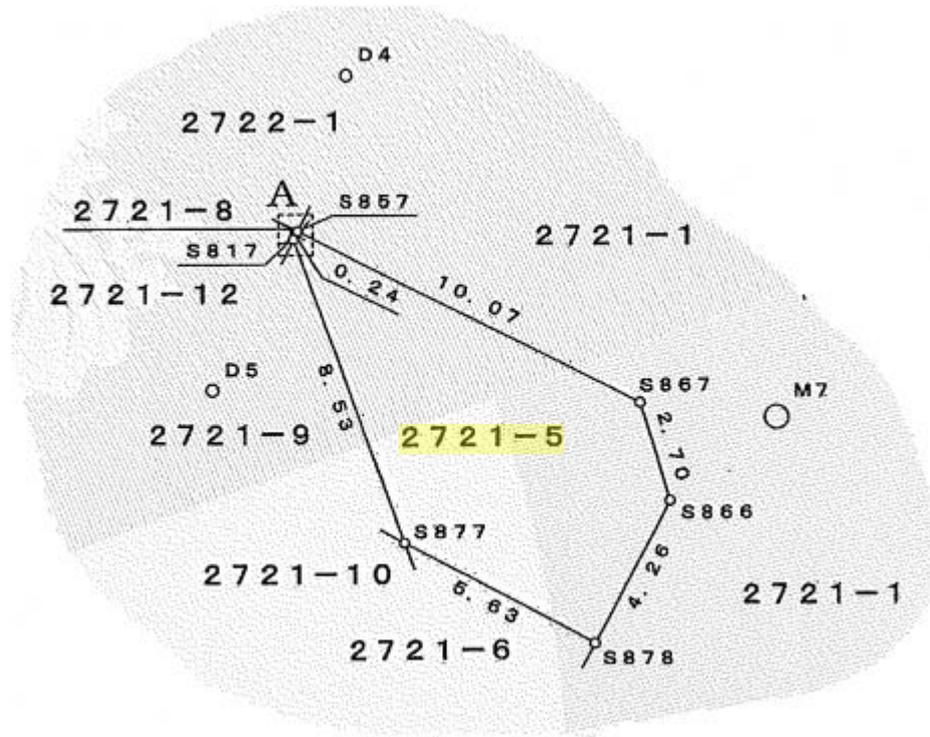
地積測量図(物件番号1)



世界測地系座標第VI系

座標求積表

地番	N O	標識	X	Y	辺長	測線
① 4522 -7	S863	金属プレート	-130173.756	-25859.706	3.38	S863-U2
	U2	金属プレート	-130176.739	-25861.305	1.91	U2-H1
	H1	金属板	-130178.581	-25860.788	2.10	H1-U1
	U1	金属プレート	-130180.619	-25860.264	2.79	U1-S962
	S962	金属板	-130183.313	-25859.529	6.55	S962-S955
	S955	金属プレート	-130189.699	-25858.061	1.87	S955-S964
	S964	金属プレート	-130190.724	-25856.488	5.21	S964-S967
	S967	金属板	-130186.181	-25853.925	7.65	S967-S972
	S972	金属プレート	-130179.511	-25850.162	0.56	S972-S963
	S963	金属プレート	-130179.021	-25849.885	11.14	S963-S863
倍面積			201.753708	m ²		
面積			100.8768540	m ²	地積	100.87 m ²

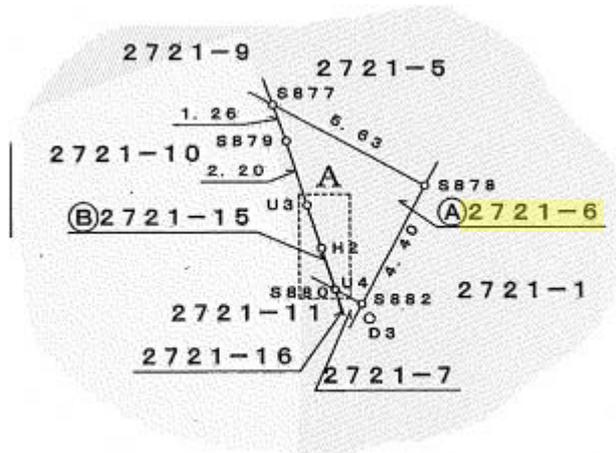


座標求積表

世界測地系座標第VI系

地番	N	O	標識	X	Y	辺長	測線
2721-5	S867		金属プレート	-130159.257	-25859.415	10.07	S867-S857
	S857		金属板	-130154.700	-25868.406	0.24	S857-S817
	S817		金属板	-130154.915	-25868.515	8.53	S817-S877
	S877		金属板	-130162.940	-25865.812	5.63	S877-S878
	S878		金属プレート	-130165.806	-25860.653	4.26	S878-S866
	S866		金属板	-130161.847	-25858.631	2.70	S866-S867
倍面積				105.821687	m ²		
面積				52.9108435	m ²	地積	52.91 m ²

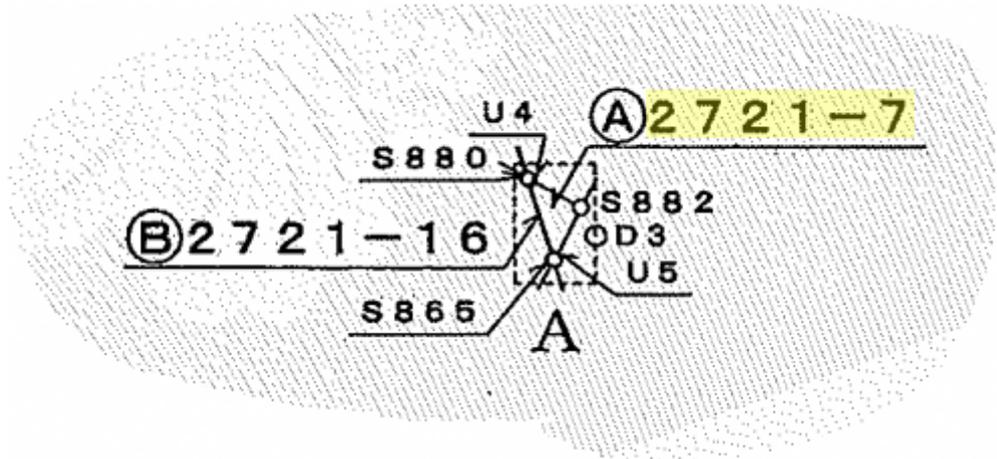
地積測量図(物件番号2②)



座標求積表

世界測地系座標第VI系

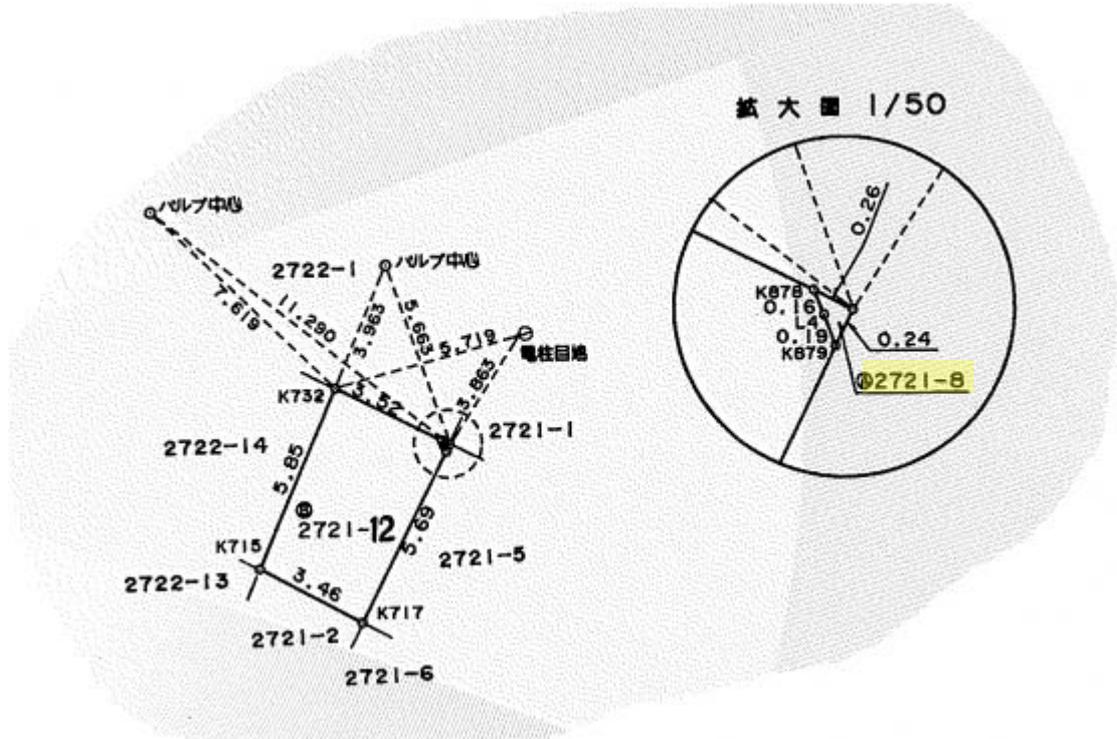
地番	N	O	標識	X	Y	辺長	測線
① 2721 -6	S877		金属板	-130162.940	-25866.612	1.26	S877-S879
	S879		金属板	-130164.133	-25866.181	2.20	S879-U3
	U3		金属プレート	-130166.239	-25864.514	1.48	U3-H2
	H2		金属プレート	-130167.650	-25864.044	1.44	H2-U4
	U4		金属プレート	-130169.023	-25863.600	0.97	U4-S882
	S882		金属プレート	-130169.486	-25862.740	4.40	S882-S878
	S878		金属プレート	-130165.608	-25860.653	5.63	S878-S877
倍面積				28.929412 m ²			
面積				14.4647060 m ²		地積	14.46 m ²



座標求積表

世界測地系座標第VI系

地番	N	O	標識	X	Y	辺長	測線
① 2721 -7	U4		金属プレート	-130169.023	-25863.600	1.36	U4 - U5
	U5		金属プレート	-130170.830	-25863.194	0.95	U5 - S882
	S882		金属プレート	-130169.485	-25862.740	0.97	S882 - U4
倍面積				0.936448 m ²			
面積				0.4682240 m ²		地積	0.46 m ²



座標求積表

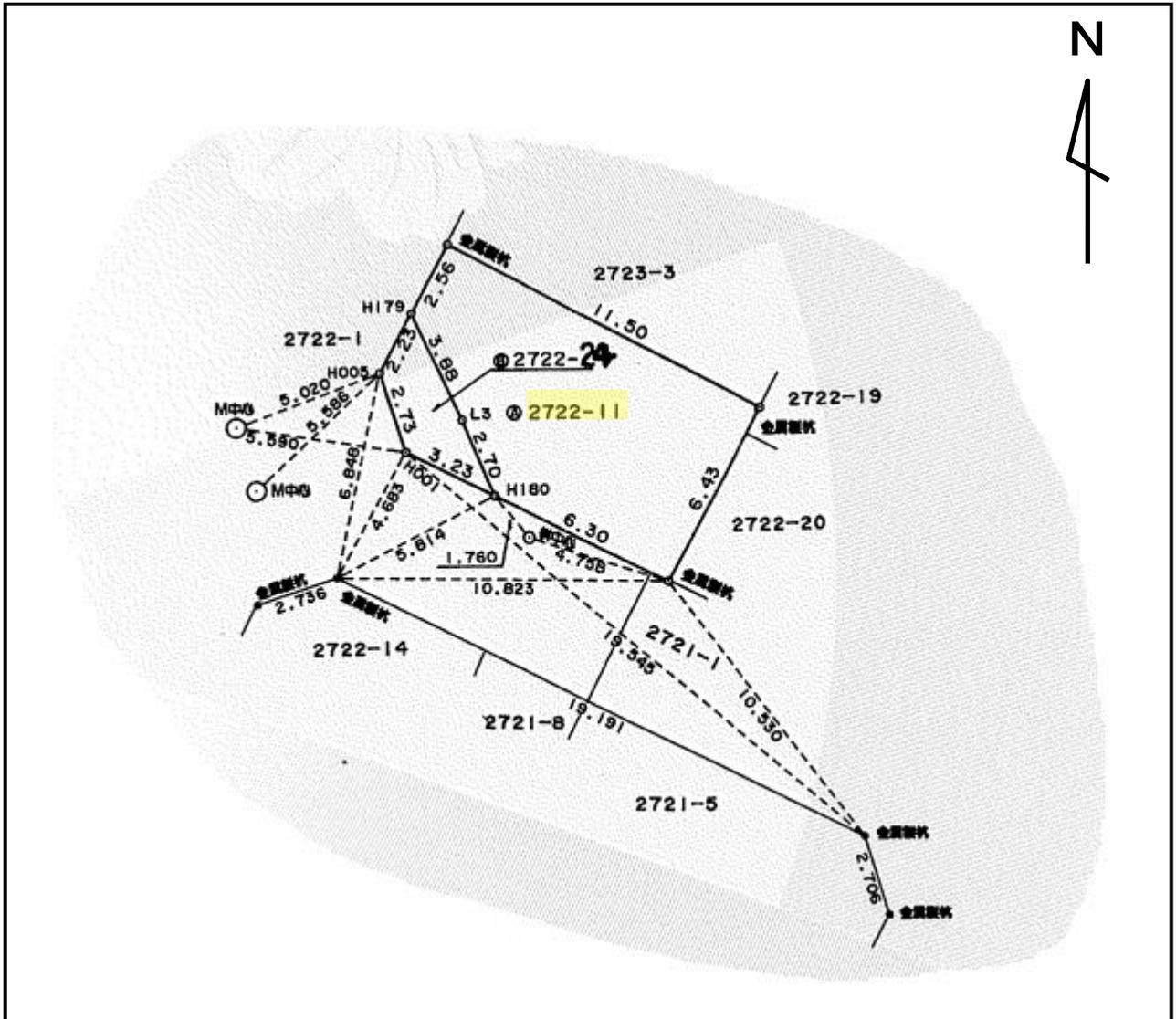
地番 ㊦ 2721-12

測点	標識	X	Y	距離
K878	金属製杭	-130501.180	-25607.596	0.16
L4	金属製杭	-130501.329	-25607.535	0.19
K879	金属製杭	-130501.515	-25607.468	5.69
K717	金属製杭	-130506.596	-25610.045	3.46
K715	金属製杭	-130504.945	-25613.094	5.85
K732	金属製杭	-130499.588	-25610.739	3.52

合計
面積
地積
-42.657920
21.3289600
21.32 m²

地番	㊦ 2721-8	
公簿	合計面積	残地
21.3664	21.3289600	0.0374400
	地積	0.03 m ²

地積測量図(物件番号3)



座標求積表

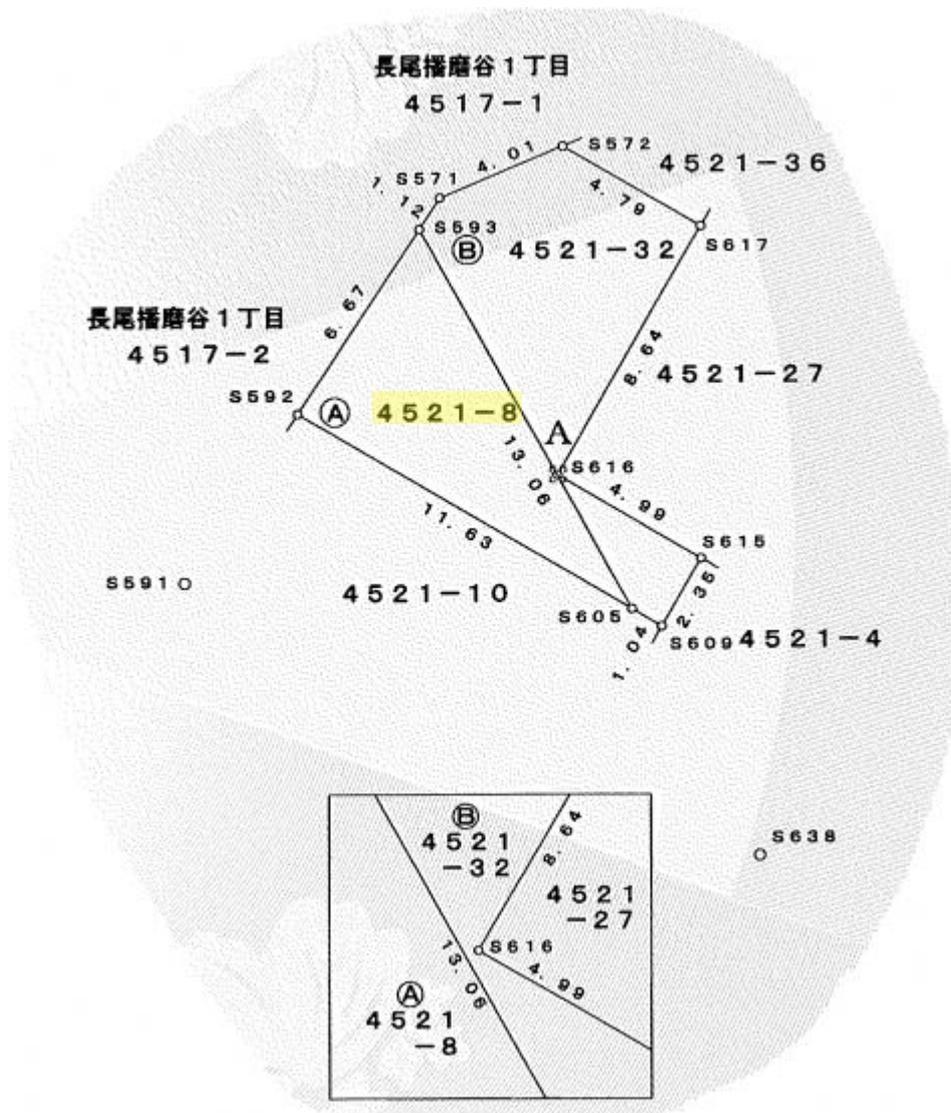
地番 ㊦ 2722-24

測点	標識	X	Y	距離
H179	金属製杭	-130488.535	-25612.924	3.88
L3	金属製杭	-130492.070	-25611.313	2.70
H180	金属製杭	-130494.570	-25610.293	3.23
H001	金属製杭	-130493.107	-25613.182	2.73
H005	金属製杭	-130490.500	-25613.994	2.23

合計
面積 -18.392832
地積 9.1964160
9.19 m²

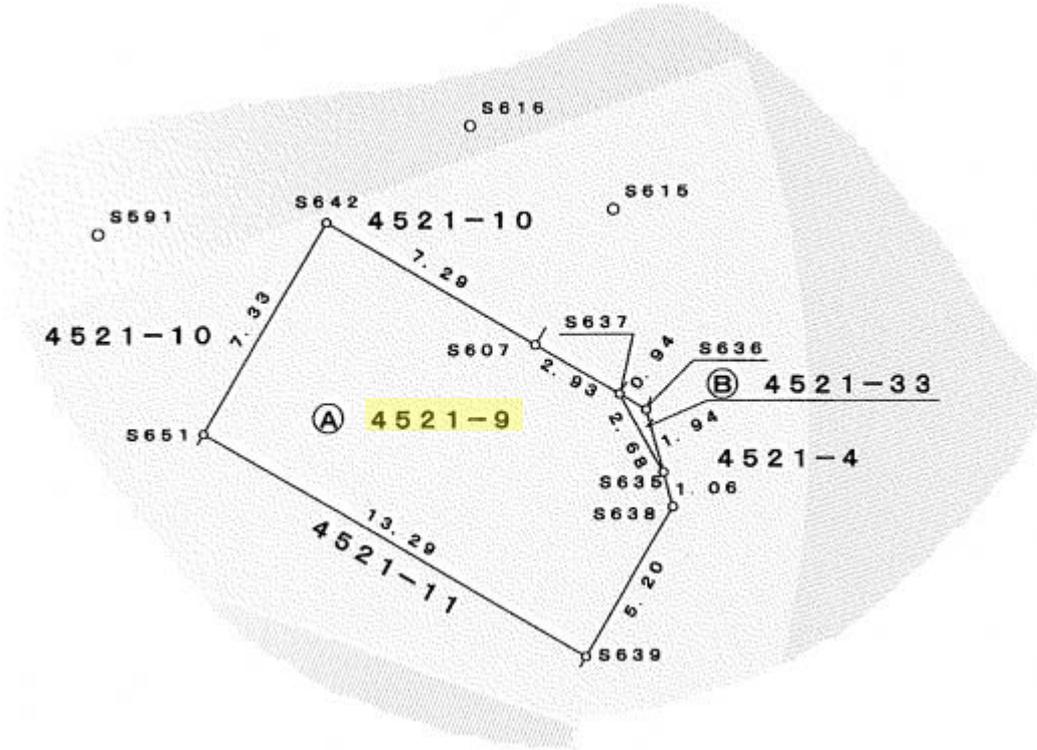
地番	㊦ 2722-	
公簿	合計面積	残地
73.9268	9.1964160	64.7303840
	地積	64.73 m ²

地積測量図(物件番号4①)



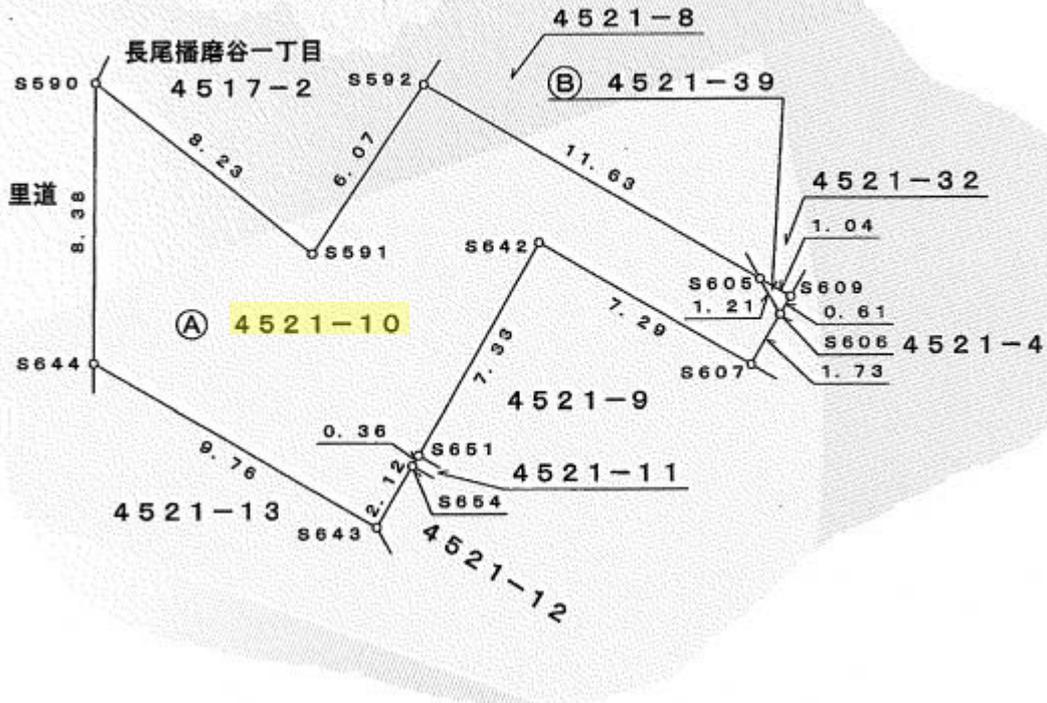
地番	N	O	標識	X	Y	辺長	測線
4521-8	A	S605	金属釘	-130097.697	-25915.907	13.06	S605 - S593
		S593		-130086.284	-25922.266	6.67	S593 - S592
		S592		-130091.843	-25925.958	11.63	S592 - S605
倍面積				77.486477 m ²			
面積				38.7432385 m ²		地積	38.74 m ²

地積測量図(物件番号4②)



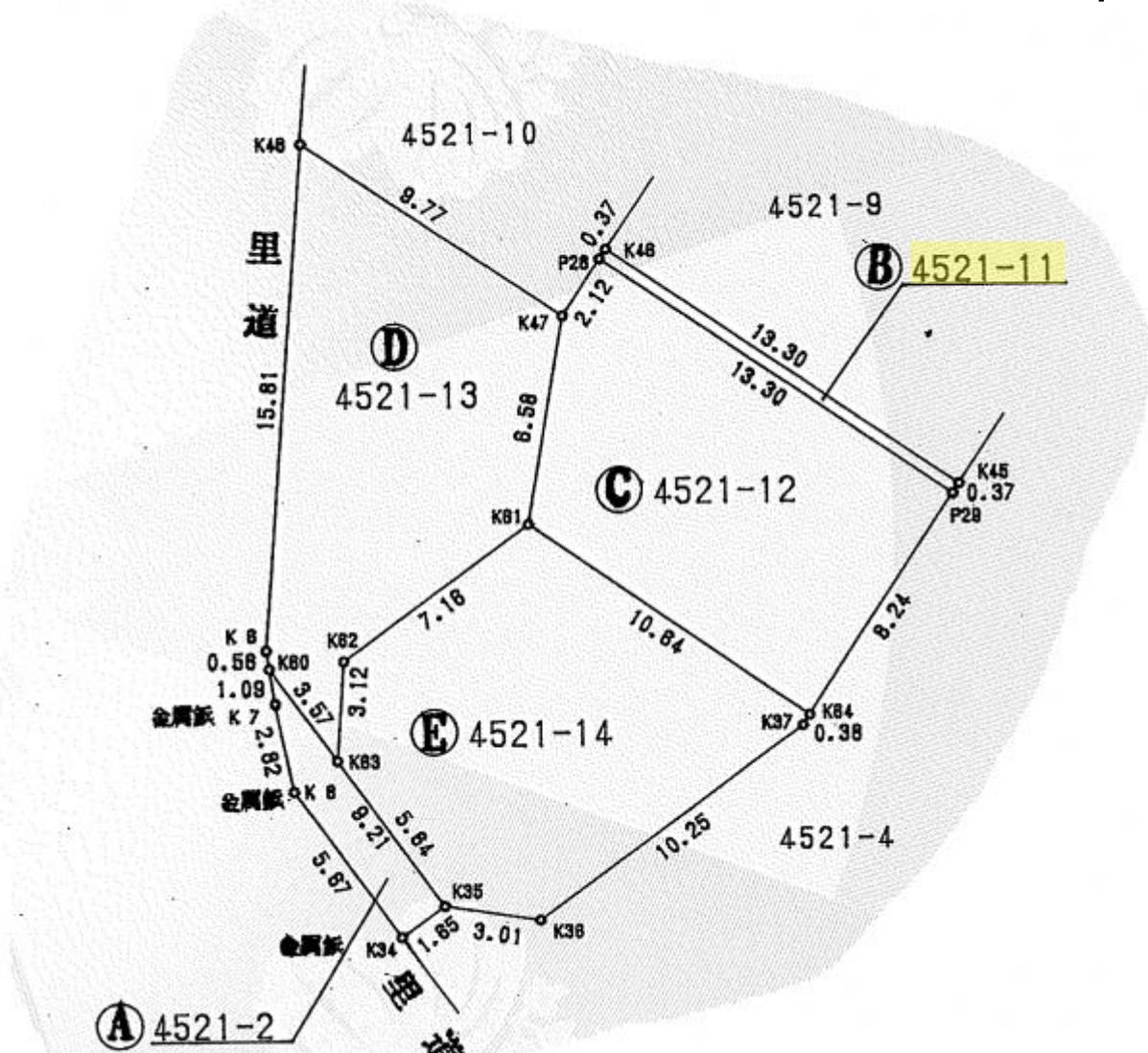
地番	N O	標識	X	Y	辺長	測線
④ 4521 -9	S637	金属板	-130101.731	-25913.659	2.93	S637 - S607
	S607	金属プレート	-130100.258	-25916.192	7.29	S607 - S642
	S642		-130096.584	-25922.497	7.33	S642 - S651
	S651		-130102.920	-25926.189	13.29	S651 - S639
	S639		-130109.615	-25914.698	5.20	S639 - S638
	S638	金属プレート	-130105.115	-25912.077	1.06	S638 - S635
	S635	金属板	-130104.081	-25912.350	2.68	S635 - S637
倍面積			189.250560 m ²			
面積			94.6252800 m ²		地積	94.62 m ²

地積測量図(物件番号4③)



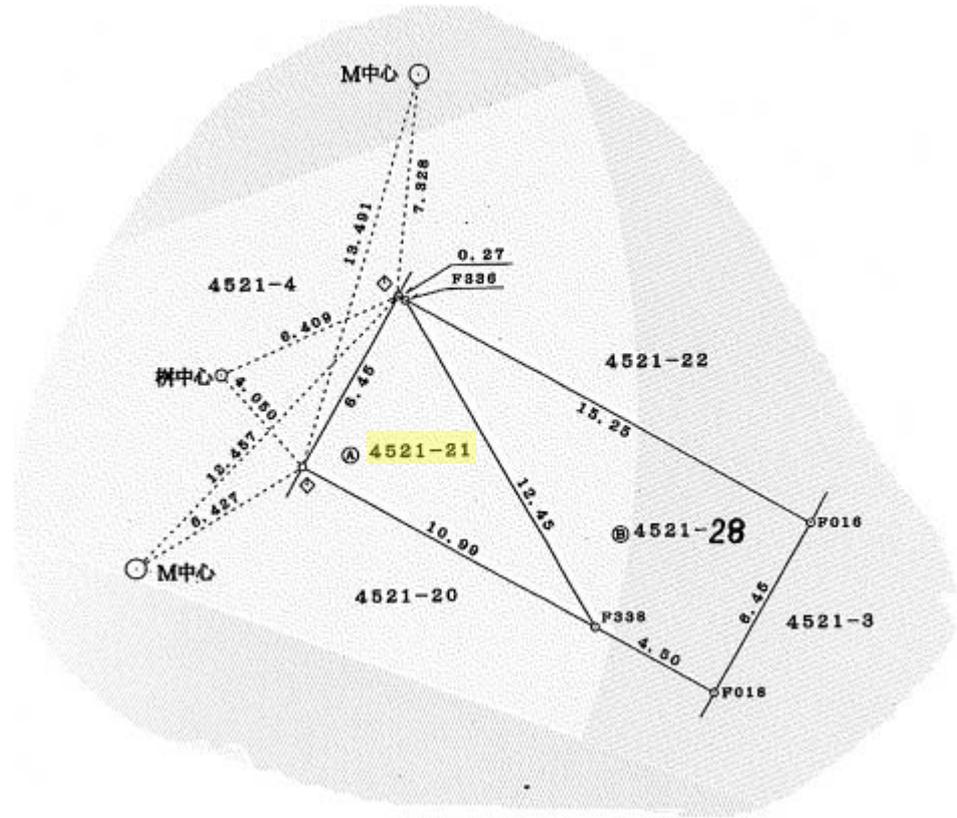
地番NO	標識	X	Y	辺長	測線	
A 4521-10	S605	金属プレート	-130097.697	-25915.907	11.63	S605-S592
	S592	金属板	-130091.843	-25925.958	6.07	S592-S591
	S591	金属プレート	-130096.906	-25929.320	8.23	S591-S590
	S590	金属プレート	-130091.764	-25935.758	8.38	S590-S644
	S644	金属プレート	-130100.153	-25935.882	9.76	S644-S643
	S643	金属プレート	-130105.070	-25927.442	2.12	S643-S654
	S654	金属プレート	-130103.237	-25926.374	0.36	S654-S651
	S651	金属プレート	-130102.920	-25926.189	7.33	S651-S642
	S642	金属プレート	-130096.584	-25922.497	7.29	S642-S607
	S607	金属プレート	-130100.256	-25916.192	1.73	S607-S606
S606	金属プレート	-130098.756	-25915.317	1.21	S606-S605	
倍面積		250.470393 m ²				
面積		125.2351965 m ²		地積	125.23 m ²	

地積測量図(物件番号4④)



地番 (B) 4521-11				
測点	標識	X	Y	辺長
K46	金属プレート	213.094	213.350	0.37
P28	金属プレート	212.790	213.145	13.30
P29	金属プレート	205.360	224.176	0.37
K45	金属プレート	205.664	224.380	13.30
倍面積		8.745413		
面積		4.8727069		
地積		4.87 m ²		

地積測量図(物件番号5)



求積表

地番 ㊸ 4521-28				
測点	標識	X	Y	距離
F336	プレート	-130456.517	-25648.055	15.25
F016	刻	-130464.074	-25634.803	6.45
F018	刻	-130469.634	-25638.074	4.50
F338	プレート	-130467.400	-25641.991	12.45
合計			-127.481802	
面積			63.7409010	
地積			63.74	m ²

地番 ㊸ 4521-21		
公簿	合計面積	残地
100.0927	63.7409010	36.3517990
	地積	36.35 m ²

現況写真(物件番号1)

北→南



南→北



現況写真(物件番号2)

北→南

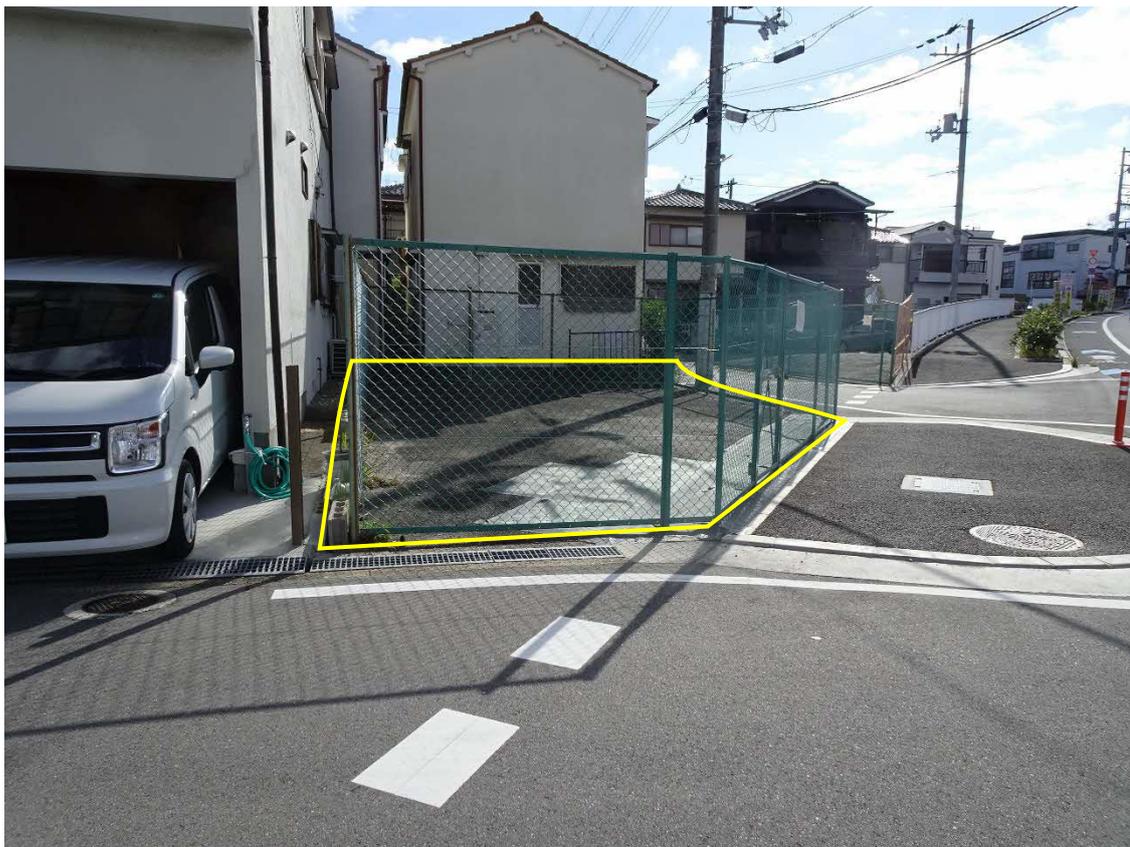


東→西

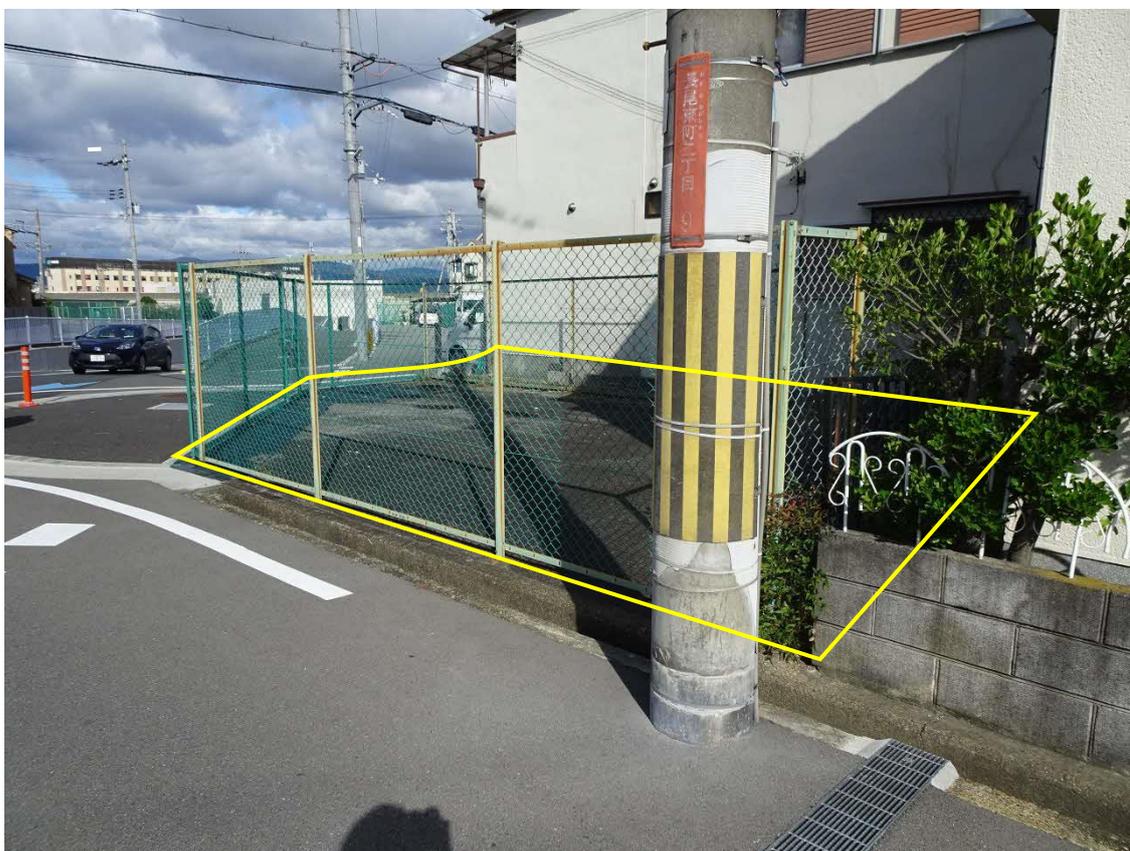


現況写真(物件番号3)

北→南



東→西



現況写真(物件番号4)

北→南



南→北



現況写真(物件番号5)

北→南



東→西



物 件 番 号		所 在 地		枚方市長尾東町2丁目4522番7	
1		登 記 簿		100.87 m ²	登 記 地 目
面 積		実 測		100.87 m ²	
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約9m、歩道幅員約3.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	
		負担の内容		—	
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域区分		市街化区域	
		用途地域		第一種低層住居専用地域	
		その他の地域地区		第一種高度地区	
		建蔽率		40%	容積率
	その他の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制 		
交 通 機 関		J R 片 町 線 長 尾 駅 東 方 約 3 4 0 m			
供給処理施設の状態	施 設 名		配管等の状況		
	上 水 道		本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)	
	電 気		引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)	
	ガ ス		導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)	
	下 水 道		本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)	
<p>1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。</p> <p>2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)</p> <p>3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)</p> <p>4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。</p> <p>5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。</p> <p>6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。</p> <p>7. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。</p> <p>8. 本物件の有効宅地面は、南西方道路より約1m低い位置に、北西方道路より約0.7m高い位置にあります。</p> <p>9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。</p> <p>10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。</p>					

11. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等を実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
 なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
12. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
14. 本物件と隣接地との境界上に、出し合いと思われるブロック塀が設置されています。
15. 本物件敷地外の歩道側転落防止柵の移設及び撤去については、道路河川管理課と協議が必要です。
16. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
18. 本物件は、土地売買契約書第 12 条の規定により特定の用途には使用できません。
19. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	5, 2 0 0, 0 0 0 円
---------	-------------------

物 件 番 号		所 在 地	①枚方市長尾東町2丁目2721番5 ②枚方市長尾東町2丁目2721番6 ③枚方市長尾東町2丁目2721番7 ④枚方市長尾東町2丁目2721番8		
2					
面 積	登 記 簿	67.86 m ²	登 記 地 目	①②④宅地	
	実 測	67.86 m ²		③雑種地	
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約9m、歩道幅員約3.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無し		
		負担の内容	—		
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域区分	市街化区域		
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		その他の地域地区	第一種高度地区		
		建蔽率	40%	容積率	80%
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制 			
交 通 機 関		J R 片 町 線 長 尾 駅 東 方 約 3 2 0 m			
供給処理施設の状態	施 設 名	配管等の状況			
	上 水 道	本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)		
	電 気	引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)		
	ガ ス	導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)		
	下 水 道	本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)		
<p>1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。</p> <p>2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)</p> <p>3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)</p> <p>4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。</p> <p>5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。</p> <p>6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。</p> <p>7. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。</p> <p>8. 本物件④の地積測量図における地積は残地測量によるものです。地積測量図上の地積には影響ありませんが、世界測地系による再測量の結果と差が生じています(世界測地系による測量図は財産活用課で閲覧可能です)。なお、売買は地積測量図の地積で行うため、土地購入希望者は、このことを了承した上で申込んでください。</p>					

9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。
10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。
11. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
 なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
12. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
14. 本物件敷地外の歩道側転落防止柵の移設及び撤去については、道路河川管理課と協議が必要です。
15. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
16. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件は、土地売買契約書第12条の規定により特定の用途には使用できません。
18. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	3, 6 6 0, 0 0 0 円
---------	-------------------

物 件 番 号		所 在 地		枚方市長尾東町2丁目2722番11	
3		登 記 簿		64.73 m ²	登 記 地 目
面 積		実 測		64.73 m ²	
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約9m、歩道幅員約3.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	
		負担の内容		—	
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域区分		市街化区域	
		用途地域		第一種低層住居専用地域	
		その他の地域地区		第一種高度地区	
		建蔽率		40%	容積率
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制 			
交 通 機 関		J R 片 町 線 長 尾 駅 東 方 約 3 2 0 m			
供給処理施設の状況	施 設 名		配管等の状況		
	上 水 道		本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)	
	電 気		引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)	
	ガ ス		導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)	
	下 水 道		本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)	
<p>1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。</p> <p>2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)</p> <p>3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)</p> <p>4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。</p> <p>5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。</p> <p>6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。</p> <p>7. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。</p> <p>8. 本物件の地積測量図における地積は残地測量によるものです。地積測量図上の地積には影響ありませんが、世界測地系による再測量の結果と差が生じています(世界測地系による測量図は財産活用課で閲覧可能です)。なお、売買は地積測量図の地積で行うため、土地購入希望者は、このことを了承した上で申込んでください。</p> <p>9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。</p>					

10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。
11. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
12. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
14. 本物件と隣接地との境界上に、出し合いと思われるブロック塀が設置されています。
15. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
16. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件は、土地売買契約書第 12 条の規定により特定の用途には使用できません。
18. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	4, 0 4 0, 0 0 0 円
---------	-------------------

物 件 番 号		所 在 地		①枚方市長尾東町2丁目4521番 8	
4				②枚方市長尾東町2丁目4521番 9	
面 積		登 記 簿	266.11 m ²	登 記 地 目	宅地
		実 測	266.11 m ²		
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約7m、歩道幅員約4.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無し		
		負担の内容	-		
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域区分	市街化区域		
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		その他の地域地区	第一種高度地区		
		建 蔽 率	40%	容 積 率	80%
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制 			
交 通 機 関		JR片町線 長尾駅 東方約270m			
供給処理施設の状況	施 設 名	配管等の状況			
	上 水 道	本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)		
	電 気	引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)		
	ガ ス	導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)		
	下 水 道	本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)		
<p>1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。</p> <p>2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)</p> <p>3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)</p> <p>4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。</p> <p>5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。</p> <p>6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。</p>					

7. 本物件の東側の擁壁（次頁位置図参照）上に隣接地（歩道）との境界がありますが、一部市有地内の擁壁も含めての引渡しとなります（申込者には土地売買契約締結と同時に擁壁を受領する旨の確認書を提出していただきます。）。当該擁壁は、宅地用擁壁ではなく、道路用擁壁です。関係図面等は道路河川整備課（050-7102-6520）で閲覧できますので、土地購入希望者は事前に引渡しの範囲や条件等の詳細について確認、了承した上で申し込んでください。また、本物件の北西側に開発時に造られたと思われる擁壁、及び当該擁壁下に雨水排水溝がありますが（次頁位置図参照）、これらに関する資料はありません。

上記の擁壁・雨水排水溝を含む構造物について、開発・建築行為の有無にかかわらず、補修、再築造、撤去または一部撤去、その他安全対策等が必要になった場合は、買主が自己負担により行ってください。

8. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。

9. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。

10. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。

11. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。

なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。

12. 土地の引渡し後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。

13. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。また、従前の住宅の外構等の一部（門柱、ブロック塀、フェンスなど）が残存していますが、全て現状のまま引渡しとなります。

14. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。

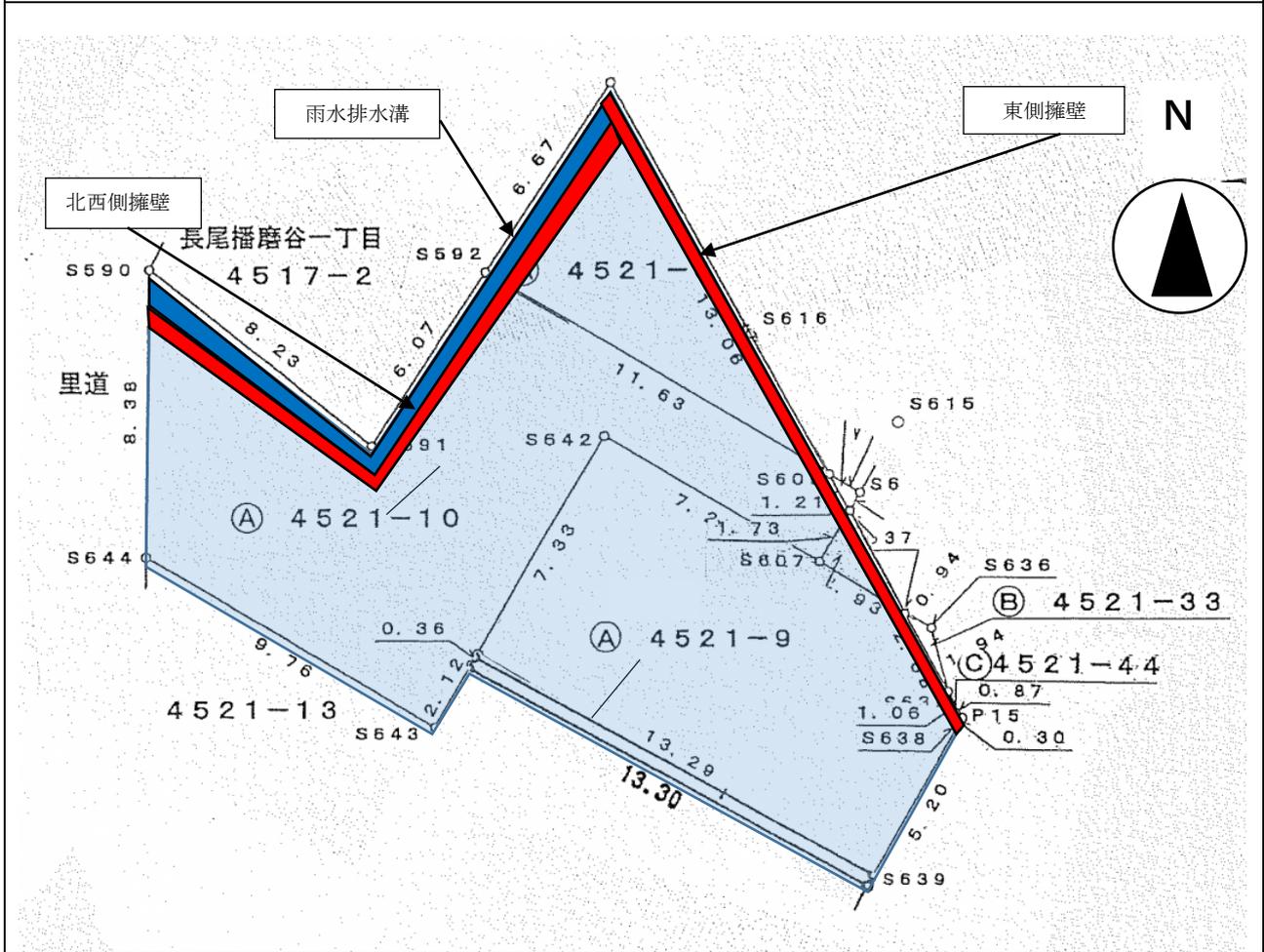
15. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。

16. 本物件は、土地売買契約書第12条の規定により特定の用途には使用できません。

17. 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	10,500,000円
---------	-------------

物件番号4 擁壁・雨水排水溝位置図



物 件 番 号		所 在 地		枚方市長尾東町2丁目4521番21	
5		登 記 簿		36.35 m ²	登 記 地 目
面 積		実 測		36.35 m ²	
接 続 道 路 の 状 況		市道牧野長尾線 (全体幅員約16m、車道幅員約7m、歩道幅員約4.5m) 市管理道路(幅員約4m)			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	
		負担の内容		-	
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域区分		市街化区域	
		用途地域		第一種低層住居専用地域	
		その他の地域地区		第一種高度地区	
		建蔽率		40%	容積率
	その他の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・斜線制限(道路及び北側斜線制限) ・日影規制 		
交 通 機 関		J R 片 町 線 長 尾 駅 東 方 約 2 8 0 m			
供給処理施設の状況	施 設 名		配管等の状況		
	上 水 道		本管有	上下水道部上水道管理課(072-848-5514)	
	電 気		引込可	関西電力(株)枚方営業所(0800-777-8017)	
	ガ ス		導管有	大阪ガス(株)導管事業部(06-6202-2141)	
	下 水 道		本管有	上下水道部下水道管理課(072-848-5565)	
<p>1. 本物件は「現状有姿」による売却ですので、物件の引き渡しは、あるがままの形となります。したがって、敷地内のフェンス・舗装・塀・柵・扉、擁壁・直壁、側溝・排水溝、草木等を含め、全て現状のまま引渡しとなります。</p> <p>2. 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地外のため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出書の提出は不要ですが、工事中に埋蔵文化財を発見した時は、市に届け出し、その指示に従ってください。(文化財課：072-841-1411)</p> <p>3. 開発行為等を行う場合は、建築基準法その他の関係法令を遵守し、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく協議を行ってください。(開発調整課：072-841-1432、審査指導課：072-841-1438)</p> <p>4. 本物件の敷地内で給水が必要な場合は、給水計画図及び計画使用量を作成の上、上水道管理課(072-848-5514)と協議を行ってください。 なお、給水装置工事の申請においては、分担金と手数料が必要となります。</p> <p>5. 開発行為等を行う場合は、排水計画について下水道管理課(072-848-5565)と協議してください。 周辺排水機能の確保が必要です。 なお、下水道受益者負担金の徴収の有無については、上下水道財務課(072-848-5517)にご確認ください。</p> <p>6. 『きてみてひらかたマップ』における本物件周辺の汚水施設図・雨水施設図は、道路整備後の状況を反映したものではありません。最新の情報は下水道管理課の窓口でご確認ください。</p> <p>7. 本物件の東側の擁壁上に隣接地(歩道)との境界がありますが、一部市有地内の擁壁も含めての引渡しとなります(申込者には土地売買契約締結と同時に擁壁を受領する旨の確認書を提出していただきます。)。当該擁壁は、宅地用擁壁ではなく、道路用擁壁です。関係図面等は道路河川整備課(050-7102-6520)で閲覧できますので、土地購入希望者は事前に引渡しの範囲や条件等の詳細について確認、了承した上で申込んでください。 上記の擁壁を含む構造物について、開発・建築行為の有無にかかわらず、補修、再築造、撤去または一部撤去、その他安全対策等が必要になった場合は、買主が自己負担により行ってください。</p>					

8. 本物件について隣接地との境界確定書はありません。
9. 本物件の地積測量図における地積は残地測量によるものです。地積測量図上の地積には影響ありませんが、世界測地系による再測量の結果と差が生じています（世界測地系による測量図は財産活用課で閲覧可能です。）。なお、売買は地積測量図の地積で行うため、土地購入希望者は、このことを了承した上で申込んでください。
10. 本物件に面した本市の道路上で工事を行う際には、道路工事施工承認申請等が必要となる場合があります。詳細は、道路河川管理課(050-7102-6510)にお問い合わせ下さい。
11. 土地の境界標が喪失、紛失、破損している場合における復元等については、買主が自己負担により行ってください。
12. 地下埋設物調査、土壌汚染調査、地盤調査等は実施していません。調査が必要な場合は、買主が自己負担により行ってください。
 なお、従前、本物件には住宅が建てられており、地中に建物の基礎等の埋設物が残存している可能性があります。
13. 土地の引渡後、地下埋設物（建物の基礎や配管設備等を含むがこれらに限られない。）が発見された場合の撤去及び処分は、買主が自己負担により行ってください。土壌汚染や地盤改良等について対応が必要になった場合も同様です。
14. 本物件の敷地内にはフェンスが設置されています。
15. 本物件と隣接地との境界上に、出し合いと思われるブロック塀が設置されています。
16. 本物件及び隣接地の越境物（フェンス、擁壁、直壁、ブロック塀、樹木、マンホール等を含むがこれらに限られない。また、境界上、地上及び地中を問わない。）が存在する場合の移設、撤去、再築造等については、隣接地の所有者等との協議を含め、買主が自己負担により行ってください。
17. 本物件の敷地内又は隣接地に、電柱、電線、ケーブル、ごみ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、設置者又は管理者にその可否等の取扱いを確認した上で、買主が自己負担により行ってください。
18. 本物件は、土地売買契約書第12条の規定により特定の用途には使用できません。
- 19 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令等の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。土地購入希望者は自身で事前に現地の状況及び諸規制の調査、確認を必ず行ってください。また、本市ホームページに掲載している防災ガイド（ハザードマップ）も併せて確認してください。

売 払 価 格	1, 3 1 0, 0 0 0円
---------	------------------

(様式1)

令和 年 月 日

枚方市長

申込者 住所
(所在地)

氏名
(法人名
代表者名)

印

市有地買受け申込書

下記の市有地を買受けたいので、誓約書を添えて申し込みます。

また、買受けについてはご指示の契約条件、諸規則等は堅く守りますとともに、代金はご指定どおり納付いたします。

記

1. 申込物件 (地番)

2. 面積 (実測面積)

m²

(様式2)

令和 年 月 日

枚方市長

申込者 住所
(所在地)

氏名
(法人名
代表者名)

印

誓約書

下記、市有地買受け申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 先着順による買受け申込者募集要項に定める買受け申込者に必要な資格を有しています。
- 2 申込みに際し、実施要領、物件調書、土地売買契約書(案)及び物件の法令上の規制等をすべて承知の上で申し込みます。
- 3 買受けした場合の土地利用に関する隣接土地所有者その他の第三者との調整等については、すべて私が行うことを承知の上で申し込みます。
- 4 買受者の決定に関して、市ホームページに、その内容(物件所在地、買受者(法人等の名称。個人の場合は「個人」と表記)、買受金額など)を掲載すること、また買受者(個人)の氏名や住所等を含め、枚方市議会に情報提供することに同意します。

記

1. 申込物件(地番)

2. 面積(実測面積) m^2

(様式3)

委 任 状

私は、市有地の随時先着売払いに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

1. 委任する権限

令和7年度 枚方市有地の随時先着売払いに関する一切の権限

2. 代理人

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日

委任者 (申込者)

住 所

氏 名

印

(印鑑登録印)

(注) 委任者の印鑑証明書 (発行日より3か月以内のもの) を必ず添付してください。